（揮発性物質放出規制対象船舶）

第十二条の十七の十三　法第十九条の二十四第一項の国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）であつて、揮発性物質放出規制港湾において揮発性有機化合物質を放出する貨物の積込みを行うもののうち、貨物の積込みの状況その他の事情を勘案して告示で定めるものとする。

一～三　（略）

（オゾン層破壊物質を含む材料の使用又は設備の設置に係る禁止の適用除外）

第十二条の十七の二十一　法第十九条の三十五の三の国土交通省令で定める特別の用途のものは、自衛隊の使用する船舶とする。

2　（略）

（法第三十九条の五の国土交通省令で定める船舶）

第三十三条の十二　法第三十九条の五の国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）とする。

一・二　（略）

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部改正）

第二条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特別の用途）	（特別の用途）
第一条の五の六　法第十九条の四第一項第三号の国土交通省令で定める特別の用途は、自衛隊の使用する船舶への設置、災害発生時のみの使用その他国土交通大臣が定める用途とする。	**第一条の五の六**　法第十九条の四第一項第三号の国土交通省令で定める特別の用途は、陸上自衛隊又は海上自衛隊（防衛大学校を含む。以下同じ。）の使用する船舶への設置、災害発生時のみの使用その他国土交通大臣が定める用途とする。
（特別の用途の船舶）	（特別の用途の船舶）
第一条の二十一　法第十九条の二十五第一項の国土交通省令で定める特別の用途の船舶は、次に掲げる船舶とする。	**第一条の二十一**　法第十九条の二十五第一項の国土交通省令で定める特別の用途の船舶は、次に掲げる船舶とする。
一　自衛隊の使用する船舶	一　陸上自衛隊又は海上自衛隊の使用する船舶
二・三　（略）	二・三　（略）
（検査対象船舶）	（検査対象船舶）
第二条　（略）	**第二条**　（略）
2～4　（略）	2～4　（略）
5　法第十九条の三十六の表の検査対象船舶の欄の海洋汚染防止緊急措置手引書等が技術上の基準に適合することについて、国土交通大臣の検査以外の方法により確実に確認することができると認められる船舶として国土交通省令で定めるものは、自衛隊の使用する船舶その他国土交通大臣の検査以外の方法により確実に確認することができると認められる船舶として国土交通大臣が定める船舶とする。	5　法第十九条の三十六の表の検査対象船舶の欄の海洋汚染防止緊急措置手引書等が技術上の基準に適合することについて、国土交通大臣の検査以外の方法により確実に確認することができると認められる船舶として国土交通省令で定めるものは、陸上自衛隊又は海上自衛隊の使用する船舶その他国土交通大臣の検査以外の方法により確実に確認することができると認められる船舶として国土交通大臣が定める船舶とする。
6　（略）	6　（略）